

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 6 日

障害児支援関係団体 各位

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

医療的ケア児等医療情報共有システムの運用開始について（周知依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省において、「医療的ケア児等医療情報共有システム（Medical Emergency Information Share：MEIS）」を構築し、本格運用を開始しましたので、お知らせします。

MEIS は、医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、その対応に当たる医師・医療機関（特に救急医）等が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。

MEIS の利用にあたっては、医療的ケア児のご家族及び主治医による事前の申請・登録が必要ですので、関係者への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 厚生労働省の案内サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html
- 2 MEIS のログインサイト
<https://meis.mhlw.go.jp/user/login>
- 3 参考資料
「医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について」
- 4 留意点
 - （1）今後、各団体を通じて登録者数等照会をかけさせていただく可能性がありますので、ご協力をお願いいたします。
 - （2）本システムから抽出できる「救急サマリー」（登録された救急医療情

報のうち、特に重要な項目を帳票化したもの。) について、救急現場で特に必要性が高いと想定される項目については、「選択必須項目」として設定しています。詳細は登録後、利用者向けマニュアルをご参照いただくようお願いいたします。

以上

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

Tel : 03-5253-1111 (内線 3037、3102)

shougaijishien@mhlw.go.jp